

○経済産業省令第八十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日

経済産業大臣 西村 康稔

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（平成四年通商産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条 輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の	第一条 輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の

経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 四―アニリノピペリジン及びその塩類

四 〓十三 「略」

十四 一・一―ジメチルエチル〓四―アニリノピ

ペリジン―カルボキシラート及びその塩類

十五 〓十七 「略」

十八 N―フェニル―N―(ピペリジン―四―イ

ル)プロパンアミド及びその塩類

十九 〓二十五 「略」

経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

「新設」

三 〓十二 「略」

「新設」

十三 〓十五 「略」

「新設」

十六 〓二十二 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和四年十一月十五日から施行する。

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）

改正後	現 行
別紙第1 1・2 (略) <u>3 4ーアニリノピペリジン及びその塩類</u> <u>4～13 (略)</u> <u>14 1・1ージメチルエチル＝4ーアニリノピペリジンー1ーカルボキシラ</u> <u>ト及びその塩類</u> <u>15～17 (略)</u> <u>18 NーフェニルーNー (ピペリジンー4ーイル) プロパンアミド及びその塩</u> <u>類</u> <u>19～25 (略)</u>	別紙第1 1・2 (略) (新設) <u>3～12 (略)</u> (新設) <u>13～15 (略)</u> (新設) <u>16～22 (略)</u>

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後		現行	
別表第1～25 (略)		別表第1～25 (略)	
別紙1～11 (略)		別紙1～11 (略)	
別紙12 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の21の3に掲げる規制物質）		別紙12 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の21の3に掲げる規制物質）	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)	(略)	(略)
000020	アセトンを超えて含有する物	000020	アセトンを超えて含有する物
<u>000023</u>	<u>4-アニリノピペリジン及びその塩類を超えて含有する物</u>	(新設)	(新設)
000025	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類を超えて含有する物	000025	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類を超えて含有する物
(略)	(略)	(略)	(略)
000110	サフロールを超えて含有する物	000110	サフロールを超えて含有する物
<u>000115</u>	<u>1・1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類を超えて含有する物</u>	(新設)	(新設)
000120	トルエンを超えて含有する物	000120	トルエンを超えて含有する物
(略)	(略)	(略)	(略)
000140	ピペロナルを超えて含有する物	000140	ピペロナルを超えて含有する物
<u>000143</u>	<u>N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類を超えて含有する物</u>	(新設)	(新設)
000145	1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類を超えて含有する物	000145	1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類を超えて含有する物
(略)	(略)	(略)	(略)